



K P M G N e w s l e t t e r

# KPMG Insight

Vol.  
**53**  
March  
2022

## Topic ①

これだけ海外赴任準備

— 必ず押さえておくべきポイント —

第2回 ベトナム・メキシコ・インドネシア





# これだけ海外赴任準備

— 必ず押さえておくべきポイント —

## 第2回 ベトナム・メキシコ・インドネシア

KPMG ベトナム

谷中 靖久 / ディレクター

KPMG メキシコ

東野 泰典 / ディレクター

KPMG インドネシア

三竿 祥之 / パートナー

長らく新型コロナウイルス感染症の影響により、企業によるサプライチェーンの見直しが本格化しています。このようななか、日本企業の投資先として注目されている国々に新たに赴任される皆様に対して「これだけは知っておいてほしい」ポイントをまとめました。前号ではインド、フィリピン、中国を、本号ではベトナム、メキシコ、インドネシアを取り上げました。

ベトナムは、法規制が不明瞭あるいは法律間で不整合があることが多く、合理的な解釈ができるベトナム人も少ないことから、過度に保守的な解釈が生じることが多々あります。本稿では、このような状況における判断について具体例を挙げて解説します。

メキシコの税務の特徴は、頻繁な法改正が行われること、そして実質面よりも形式面を重視する傾向があることです。また、企業による労働者に対する不当な搾取をなくすために、労働法の法整備も進んでいます。本稿では、これらの重要ポイントについて解説します。

インドネシアでは、国の歳入の8割超を税収で賄っているため、税務当局はアグレッシブな姿勢で徴税を行っており、多くの日系企業はその対応に苦慮しています。本稿では、税務リスクのマネジメントの観点から同国の厳しい税務調査への対応について解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

### ☑ ベトナム

1. 判断の具体例その1: 隔離費用は個人の便益なのか? ⇒ 揺れた政府判断
2. 判断の具体例その2: 出向者はベトナム法人と労働契約書を締結する必要があるか? ⇒ 自ら状況を把握して総合判断

### ☑ メキシコ

1. 税務の重要ポイントとして、電子インボイス制度およびペソ通貨と為替変動の影響の概要・動向を理解する。
2. 労働法の重要ポイントとして、労働者利益分配金 (PTU) 制度と人材派遣禁止法の概要・動向を理解する。

### ☑ インドネシア

1. 税務調査開始以前に自社の抱えている税務リスクの分析、問題点の把握と論点の整理を徹底的に行う。
2. 税務調査開始後は調査官の疑問、論点に対して即座に解消を図り、最終的に指摘事項となり得る芽をその場で摘む。
3. 移転価格問題については、明確な移転価格ポリシーを策定し、法令に準拠した確固たる移転価格文書の準備が必要不可欠である。



谷中 靖久  
Yasuhisa Taninaka



東野 泰典  
Yasunori Higashino



三竿 祥之  
Yoshiyuki Misao

## ① 法規制が曖昧な国でのガバナンス<ベトナム>

### 1. はじめに

ベトナムの法規制は規制そのものも、またその運用も曖昧なことが多いです。その一例に挙げられるのが政府決議と異なる自治体の活動規制です。2021年11月時点、ベトナムでは政府決議128号に基づいて、コロナ禍での活動方針を4段階に分けました。その活動方針によると、たとえばハノイ市の場合であれば週あたり新規感染者数が3,000人程度でレベル2に移行することになります。しかし、2021年11月2日、前週の感染者数が約300人であるにもかかわらず、ハノイ市はレベル2に移行しました。このように政府決議と大きく異なる基準で決定がなされると、活動予測を立てることが困難になります。

一方で、飲食業はレベル3まで活動可能であるものの、レベル1でも市・省の人民委員会の決定に従うとされています。これは罰則を伴う強制措置で、しかも補助金もありません。つまり、飲食業にとってレベル3までの意味はほとんどないということです。したがって、飲食業の場合、レベルの有無にかかわらず、市・省の人民委員会のレベル変更検討時に、市・省の人民委員会や政府に対して経済苦境など適切な要望を出して柔軟対応を促すことが最も重要な行動となります。

なお、レベル2への引上げの影響は、11月8日時点では飲食業を除いてほぼない状況です。

この事例は、ベトナムの法規制の運用の整合性のなさや柔軟な対応状況を示したものです。これにより、少なくともレベル変更によりどのような影響を受けるのかを事前に理解しておけば、ある程度コロナ禍でも行動計画を予測し、柔軟に判断できると考えられます。本稿では、法規制が曖昧なベトナムにおいてどのようにガバナ

スを考えるか、具体例に基づき記載したいと思えます。

### 2. 隔離費用は個人の便益なのか

コロナ禍で出張・赴任目的でベトナムに入国する場合、一定期間指定ホテルでの強制隔離が求められます。こうした法規制に基づくホテル代や検査費用などの隔離費用が、個人の便益として個人所得税として課税されるかという議論が生じました。これについては、会社命令で出張あるいは赴任するので、個人の便益ではないと考えるのが当然でしょう。ならば、コロナ禍ではない出張時のホテル代は個人所得税対象ではないことが慣行として確立されているからです。それにもかかわらず、このような議論が生じるのがベトナムです。

この論点に対して、2020年、日本の国税庁に相当するベトナム税務総局が課税との判断を出して大きな反発を呼びましたが、2021年10月に、財政省が出張者の隔離費用は非課税との判断を出しました。この期間の課税判断について、従来出張時の法規制で強制されていないホテル代や移動費も非課税だったことの整合性と、税務総局から不合理な判断を示すレターが出たという状況、ベトナム政府への反発をどのように考えて判断するのかが、ガバナンス判断として求められました。

### 3. 出向者はベトナム法人と労働契約書を締結する必要があるか

出向者がベトナム法人で働く場合に、ベトナム法人と労働契約を締結する必要があるか、というも長年解決されない論点です。外国人も労働者である一方、労働許可証法規制では出向形態を認めています。しかし、出向形態で労働許可証を取得した外国人が労働契約を締結する必要があるかは、労働法上は明記されていません。出向者は出向元の労働契約に従って待遇

が決定されており、多くの場合、ベトナム法人の給与規程とは異なります。そのため、ベトナム法人と労働契約を締結すると矛盾が生じる可能性があります。

労働法をどのように解釈するのか、ベトナム法人の給与規程を出向者にも合わせたものに改定するのか、締結しないと税務上人件費の損金算入否認リスクが生じるのか、締結するとベトナムの社会・健康保険料が発生するのか、といった点を総合的に考慮して決定する必要があります。

### 4. まとめ

ベトナムでは法規制自体が曖昧、不整合のあるものが多く、法規制を合理的に解釈できる人が少ないのが現状です。そのため、スタッフは保守的に、費用・社内業務が増える方向で法規制を考える傾向が強くなります。このようななかで、経営者として赴任する日本人は、外部専門家も利用しながら、法規制の正しい理解、慣行に関する情報収集、スタッフの意見を聞いたうえで、ガバナンスを確保しながら企業成長を最大化するよう自ら判断・決定することが求められます。

## ② 税務および労働法の重要ポイント<メキシコ>

### 1. メキシコの法制度の特徴

メキシコには、自動車関連産業を中心とした日系企業が多数進出しています。広範なFTA網や豊富な若い労働力などが、メキシコの自動車産業の成長を支えている一方で、当局による納税者のコンプライアンス遵守に対する何重もの監視があります。そのため、税法や労働法などの法制度の手続面や動向を適宜把握することが、事業活動を円滑に進めるうえで重要になります。

メキシコの税法の特徴は、実質面より

形式面を重視する傾向が強いこと、改正が頻繁に生じることの2点です。また、労働法についても、現政権下において企業による労働者に対する不当な搾取をなくす法整備が強化されています。

## 2. 税務：2つの重要ポイント

### (1) 電子インボイス制度

電子インボイス(CFDI)の発行がすべての企業に義務付けられており、税法で定められた要件を満たす必要があります。これは請求書だけでなく、領収書の目的も有しているとともに、税務上の益金・損金の認識基準のベースになっています。そのため、駐在員を含めた企業の方が当地で事業活動を行う際に発生する出張経費や旅費等も、メキシコ国内において常にこの電子インボイスを受領することが重要になります。また税務上、一定額以上の経費についても現金ではなく、常にクレジットカードでの決済が求められています。企業においては、発行だけでなく、受領の場合でもサプライヤー側が発行する当該電子インボイスが有効なものであるか、チェックしなければなりません。

税務当局は、この電子インボイス制度をはじめ、さまざまな電子的手段による情報提出の強化を進めています。税務調査の手段も、納税者が開設をするメールボックスを使用した質問状を多用するといった電子ベースでの調査が進んでいます。

### (2) ペソ通貨と為替変動の影響

ペソ通貨は、比較的为替変動が大きい通貨です(直近の為替変動については図

表1参照)。企業は、税法に基づき、ペソ通貨での記帳が義務付けられており、外貨建取引はペソ通貨に換算され記帳されます。月末・期末に保有している外貨建の貨幣性資産・負債は、月末・期末の為替レートで換算替えされ、その為替評価差損益は課税所得に含まれます。

自動車関連の部品サプライヤーに多く見られるパターンは、グループ会社よりドル建てで部品を購入し、ドル建てあるいはペソ建てで完成品を顧客に販売するというものです。その場合、為替変動はローカル通貨での企業の業績や税金費用に大きく影響します。為替変動の影響を抑えるための手法としては、一般的に為替予約をする、借入をローカル通貨で行う、借入ではなく増資で賄うなどが考えられます。しかし、いずれも日本親会社の決済、承認といったハードルが高いため、多くの企業では為替の影響を大きく受ける結果となっています。

## 3. 労働法の重要ポイント：労働者利益分配金制度と人材派遣禁止法

メキシコにおける特徴的な労務関連の制度に、連邦労働法(LFT)にて規定される労働者利益分配金(PTU)制度があります。企業に対して、単年度課税所得に一定の調整を加えた金額の10%を労働者に分配することが義務付けられているのです。法人税法の税金コスト同様、計算の基礎は課税所得をベースに行いますが、当該費用は労務関連コストとして扱われることから留意が必要です。

過去においては、上記PTU制度対策と

して、多くの企業がグループ内に人材派遣会社を設立し、従業員を人材派遣会社に所属させて事業活動を行うことで、PTUを節減するというスキームを採用していました。それに対して、メキシコ政府は2021年4月24日、連邦労働法を改正し、原則として労働者派遣を禁止しました。例外として、専門性のあるサービス提供のみを労働者派遣形態の下で行うことが認められましたが、派遣元の企業には、サービス提供前に労働社会保障省(STPS)への登録等が義務付けられています。

この改正により、2021年度において、上段に記載したグループ内の人材派遣会社を利用したスキームを活用する多くの企業は、当該スキームの継続が不可能となり、従業員の移転や人材派遣会社の合併といった対応に迫られました。これにより、PTU制度に対する従来の節減対策は使用できなくなりましたが、当該改正にともない分配金には上限がかけられ、従業員給料の3ヵ月までという制度が別途設けられました。

## III インドネシアの税務問題

### 1. インドネシアの税務調査

インドネシアは日本にとって非常に重要な投資先国であります。最近では厳しい税務問題の影響で投資先国としての魅力が薄れ、問題視されています。一方でコロナ禍の影響もあり、今後は税収確保に向けてますます税務調査の厳格化が懸念されています。これは、税務調査への対

図表1 直近ペソ対USD為替レートの推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2019年	19.13	19.28	19.41	19.00	19.70	19.17	19.00	20.06	19.73	19.24	19.55	18.89
2020年	18.84	19.86	23.80	25.13	22.12	22.97	22.15	21.87	22.28	21.24	20.15	19.95
2021年	20.44	20.94	20.42	20.24	19.95	19.95	19.90	20.09	20.64	20.61	21.47	20.92

出所：メキシコ中央銀行の発行物よりKPMG作成

(通貨単位：ペソ)

応を間違えれば、予期せぬ大きな金額を追徴されるリスクを内包しているということです。したがって、税務調査への対応には、本社の関連部署や専門家のサポートを得て万全を期し、その体制を確立しておく必要があります。

## 2. 税務調査のスケジュールと「引き金」

税務調査は、調査開始通知書受領後、まず会社の経営幹部に対するヒアリングが実施されます。これには、通常6ヵ月程度の実査が行われます。その後、調査に基づく指摘事項とそれに対する納税者との合意・確認作業を経て、最終的に査定書が発行されます。

仮に税務調査の結果に納得できない場合、納税者は当局に対する異議申し立て、税務裁判所への提訴、そして最後のステップとして最高裁判所への司法審査要求が可能です。ただし、その場合には長期戦を覚悟する必要があります。

税務調査は、還付請求を行う場合に必ず実施されます。また、納税者番号を抹消する場合、過去5年以内に税務調査を受けていない事業年度がある場合、関連者間取引が全体の50%を超えており、さらに利益率等が業界平均のベンチマークより大きく乖離している場合、税法順守に問題がありそうな会社が調査の対象会社を選定されます。

せっかく税金の還付請求を行っても、厳しい税務調査によって還付金が大幅に減額となったり、場合によっては還付どころか追徴を余儀なくさせられる場合もあるのが現実です。まずは、厳しい税務調査の対象となるような「引き金」を極力避けるべく税務戦略を立てることが大切です。

## 3. 税務調査への対応

税務調査開始前には、頻繁に変わるインドネシアの税法をしっかりと理解し、税務調査指摘事項のトレンドや当局の動向

について目を離さないことが大切です。そのうえで、自社の税務リスクについて徹底的に分析を行い、税務調査時の想定問答や要求される資料の整備等をしっかりと行う必要があります。また、専門家による税務リスクの分析についても有効となります。

調査が開始された後は、決してローカルスタッフに対応を任せきりにしてはいけません。日本人マネジメントが進捗状況を常に把握し、本社や専門家と連携を取りながら調査官の疑問や論点に対して実査の段階で潰しておくことが極めて重要となります。税務調査官によっては、問題点や指摘事項を実査の段階ではオープンにせず、調査の終了段階に発行される指摘事項通知書上で突然追徴項目を開示、納税者に十分な反論を行う余地を与えずに多額の追徴を課すといったケースが多く見られます。

納税者は指摘事項通知書の入手から約1週間程度で反論を行う必要がありますが、期間内でしっかりと準備して反論を行うのはきわめて難しいことです。その結果、納税者にとって納得性の欠ける一方的な査定書が発行されてしまうこととなります。このような事態を避けるためには、指摘事項通知書に記載される前の段階で火種を消しておくことがポイントとなります。

## 4. 移転価格問題

最近の税務調査における最大の争点は、移転価格問題です。納税者は法令に準拠した移転価格文書の作成が求められており、自らの関連者間取引価格の妥当性を立証します。一方、税務調査官は、この移転価格文書の内容について、自らに都合のよい合理性に大きく欠けるデータを使用して強引に修正や否認を行い、無理な追徴を迫ってきます。

移転価格が論点となりやすいのは、「絶対的な正解がない」ことが要因と考えられます。それに対する納税者側の有効な対

策は、非常に高い合理性と妥当性を持った「調査官につけいる隙を与えない」移転価格文書を準備することです。また、関連する補足資料や確証をしっかりと整備しておくことも重要となります。

### 関連情報

KPMGは、日本企業の海外事業展開をこまやかに支援するため、世界の主要35カ国89都市に、約760名の日本人および日本語対応が可能なプロフェッショナルを配しています。

各国の最新情報については、下記をご覧ください。

海外進出支援窓口

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support.html>

ベトナム

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support/vietnam.html>

メキシコ

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support/mexico.html>

インドネシア

<https://home.kpmg/jp/ja/home/services/global-support/indonesia.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGベトナム

谷中靖久 / ディレクター

☎ +84-90-390-0788

✉ [yasuhisataninaka@kpmg.com.vn](mailto:yasuhisataninaka@kpmg.com.vn)

KPMGメキシコ

東野泰典 / ディレクター

☎ +52-55-5246-8300 (代表電話)

✉ [yasunorihigashino@kpmg.com.mx](mailto:yasunorihigashino@kpmg.com.mx)

KPMG インドネシア

三竿祥之 / パートナー

☎ +62-81-5960-5794

✉ [yoshiyuki.misao@kpmg.co.id](mailto:yoshiyuki.misao@kpmg.co.id)



## KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com  
home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。